

# 第2期那須塩原市放課後児童クラブ整備計画 (素案)

## 目 次

- 1 計画策定の目的
- 2 計画の位置付けと期間
  - (1) 計画の位置付け
  - (2) 計画期間
- 3 放課後児童クラブの現状と課題
  - (1) 小学校全児童数の推移と放課後児童クラブの施設数及び利用者数の推移
  - (2) 那須塩原市子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果
- 4 計画の必要性
- 5 整備の方針について
  - (1) 整備の方針について
  - (2) 民間児童クラブの活用
- 6 整備を行う学校区、時期の基本的な考え方

### 資料等

那須塩原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例・規則

## 1 計画策定の目的

那須塩原市は、児童一人当たりの適正面積<sup>1</sup>を満たしていない施設、老朽化等により快適性、安全性が低い施設等整備の課題を解決するために「那須塩原市放課後児童クラブ整備計画」（平成27年度～令和元年度：5か年。以下「第1期整備計画」という。）を平成27年（2015）年3月に策定し、放課後児童健全育成事業施策を推進してきました。

本市では、市全体の児童数は減少していますが、女性の就業率の上昇等による社会情勢の変化により、放課後児童クラブの利用者数は更に増加が見込まれております。

また、平成31年1月に実施した「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の結果からも放課後児童クラブの利用希望が高く、当面の間は利用者数の増加が予測されるため追加的な整備が必要であります。

現在、本市には、公設民営放課後児童クラブ<sup>2</sup>（以下「公設児童クラブ」という。）と民設民営放課後児童クラブ<sup>3</sup>（以下「民設児童クラブ」という。）の2つの設立形態の放課後児童クラブがあります。第2期那須塩原市放課後児童クラブ整備計画（以下「第2期整備計画」という。）では、市が施設整備を行う公設児童クラブについて、「那須塩原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」（以下「条例」という。）で定めた面積要件や今後の利用者数の見込みから、整備を行う施設や時期等を定めるものです。

注釈1：条例及び規則で専用区画の面積基準は、児童一人当たりの面積を1.65㎡以上とすると規定している。

注釈2：市が所有する建物を利用し、市が委託する法人が運営を行っている施設

注釈3：民間事業者等が自ら所有する建物を利用し、運営を行っている施設

## 2 計画の位置付けと期間

### (1) 計画の位置付け

本計画は、子育て支援施策全般に係る基本的な計画である「第2期那須塩原市子ども・子育て未来プラン」に基づき、今後の市の放課後児童クラブの整備の方向性を定めた計画として位置付けます。

### (2) 計画期間

計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。

### 3 放課後児童クラブの現状と課題

#### (1) 小学校全児童数の推移及び放課後児童クラブの利用者数の推移

小学校の全児童数は、平成 22 年度をピークに減少傾向にあります。市全体として児童数は減少傾向にあります。学校ごとにみると増加や横ばいもみられます。

一方、放課後児童クラブ利用者数については、令和元年 5 月 1 日現在 2,246 人で平成 27 年度の 1,763 人に対し 483 人の増加となっています。また、公設児童クラブと民設児童クラブで比較すると公設児童クラブは、25 施設、利用者数は 1,449 人で利用者全体の 64.5%、民設児童クラブは、19 施設、797 人、35.5%となっています。

このように、市全体の児童数は減少傾向にあるものの、学校によって状況が異なり、また児童数が減少していても共働き世帯の増加、ひとり親世帯の増加など社会情勢の変化によって放課後児童クラブのニーズは年々高くなってきており、施設整備による受入体制の確保が課題となっています。

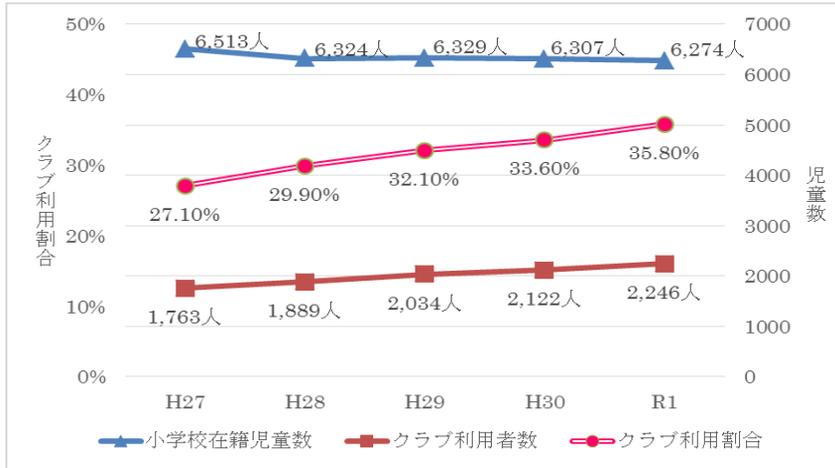
#### ・ 小学校の全児童数の推移

(単位：人)

小学校	年 度				
	H27	H28	H29	H30	R1
黒磯小学校	282	271	262	257	249
稲村小学校	507	501	484	463	457
東原小学校	295	271	259	246	249
埼玉小学校	451	446	460	463	461
豊浦小学校	367	362	358	350	353
共英小学校	357	335	320	311	285
鍋掛小学校	243	225	205	210	187
大原間小学校	560	562	573	599	596
波立小学校	94	93	102	104	111
高林小学校	176	163	159	150	141
青木小学校	86	86	94	96	105
三島小学校	725	712	726	734	739
槻沢小学校	249	247	267	275	280
東小学校	417	397	372	389	402
南小学校	417	412	416	403	398
西小学校	305	282	280	277	285
大山小学校	666	665	703	723	743
関谷小学校	135	158	165	147	148
金沢小学校	29				
大貫小学校	40	32	31	32	25
横林小学校	39	35	29	24	16
塩原小中学校 (前期課程) ※H27H28は塩原小学校	73	69	64	54	44
合計	6,513	6,324	6,329	6,307	6,274

※関谷小に金沢小を含む (平成 28 年度以降)

・小学校在籍児童数、放課後児童クラブ在籍児童数及び放課後児童クラブ在籍者割合の推移



・放課後児童クラブ別利用者数の推移（各年度5月1日時点の人数）

（単位：人）

地区	公設 民設	クラブ名	H27	H28	H29	H30	R1
黒磯地区	公設	大原間小学校放課後児童クラブ	65	55	63	69	91
		黒磯小学校放課後児童クラブ	66	63	69	60	50
		共英小学校放課後児童クラブ	40	47	56	66	74
		豊浦小学校放課後児童クラブ	71	65	68	69	68
		埼玉小学校放課後児童クラブ	86	88	95	106	91
		鯛掛小学校放課後児童クラブ	42	43	51	46	49
		東原小学校放課後児童クラブ	52	44	50	39	44
		稲村小学校放課後児童クラブ	58	75	81	99	104
		高林小学校放課後児童クラブ	73	67	58	54	54
		青木小学校放課後児童クラブ	33	37	38	51	57
	民設	学童保育第一せいわクラブ	37	34	44	42	37
		学童保育第二せいわクラブ	75	72	84	65	54
		学童保育第二せいわいちごクラブ	0	0	0	34	31
		学童保育クレヨンくらぶ	49	57	46	43	35
		学童保育たけのこクラブ	54	49	51	48	56
		学童保育島方クラブ	92	93	77	85	83
		くろいそフレンドクラブ	43	47	46	42	56
		学童クラブてらこや	31	53	81	54	49
		学童保育ゆめみらい	5	12	18	28	36
		スマイリア	0	0	0	0	14
		木の子クラブ	0	0	0	0	14
		学童クラブ空	3	12	0	0	0
		スマイルクラブ	14	50	51	45	39
西那須野地区	公設	三島小学校第一放課後児童クラブ	74	82	91	105	106
		三島小学校第二放課後児童クラブ	45	53	47	42	55
		三島小学校第三放課後児童クラブ	0	0	49	54	55
		東小学校放課後児童クラブ	59	71	63	67	65
		西小学校第一放課後児童クラブ	0	24	28	32	31
		西小学校第二放課後児童クラブ	65	41	45	50	50
	民設	南小学校第一放課後児童クラブ	63	24	38	42	46
		南小学校第二放課後児童クラブ	0	41	54	64	60
		槻沢小学校放課後児童クラブ	41	38	45	60	79
		大山小学校第一放課後児童クラブ	47	53	51	42	49
		大山小学校第二放課後児童クラブ	65	73	71	67	75
塩原地区	公設	大山小学校第三放課後児童クラブ	0	0	0	36	44
		わくわくクラブ	38	37	34	35	35
		のびのびクラブ	40	37	29	36	27
	民設	ほのほのクラブ	0	0	0	0	22
		ビーキッズ	24	31	42	36	40
		学童クラブあっとほーむ	75	69	61	59	58
		学童保育第三せいわクラブ	48	65	76	81	99
		大貫小学校放課後児童クラブ	7	4	4	4	0
		横林小学校放課後児童クラブ	11	9	4	1	0
		関谷小学校放課後児童クラブ	54	54	62	53	52
にっこり学童クラブ	18	18	9	11	12		
はぐくみクラブ	0	2	4	0	0		
小計（公設）			1,117	1,151	1,281	1,378	1,449
小計（民設）			646	738	753	744	797
合計			1,763	1,889	2,034	2,122	2,246

・公設児童クラブの施設の概要

NO	地区	クラブ名	住所	利用施設	専用区画面積		建築年度	定員	
1	黒磯地区	大原間小放課後児童クラブ	方京3丁目14-7	大原間小学校敷地内	83.31	㎡	令和元年度	100	○
				専用施設1棟	83.58				
2		黒磯小放課後児童クラブ	豊町2-1	黒磯小学校敷地内	83.58	㎡	平成22年度	50	
				専用施設1棟					
3		共英小放課後児童クラブ	共壘社99-1	共英小学校敷地内	103.72	㎡	平成27年度	61	○
				専用施設1棟					
4		豊浦小放課後児童クラブ	豊浦17	豊浦小学校敷地内	43.26	㎡	平成24年度	52	
				専用施設1棟	43.65				
5		埼玉小放課後児童クラブ	埼玉99	埼玉小学校敷地内	65.38	㎡	平成26年度	66	
				専用施設1棟	46.03				
6		鍋掛小放課後児童クラブ	鍋掛1019	鍋掛小学校敷地内	52.48	㎡	平成30年度	63	○
				専用施設1棟	53.73				
7		東原小放課後児童クラブ	東原4	東原小学校敷地内	62.41	㎡	平成28年度	71	○
				専用施設1棟	56.25				
8		稲村小放課後児童クラブ	埼玉8-120	旧稲村公民館敷地内	57.53	㎡	平成28年度	69	○
				専用施設1棟	58.08				
9		高林小第一放課後児童クラブ	高林455	高林小学校近隣敷地内	62.60	㎡	平成24年度	37	
				専用施設1棟					
10		高林小第二放課後児童クラブ	高林455	高林小学校近隣敷地内	35.91	㎡	令和元年度	21	○
				専用施設1棟					
11		青木小放課後児童クラブ	青木13-1	青木一区多目的センター	93.96	㎡	昭和58年度	56	
				借用中					
12	三島小放課後児童クラブ	三島1-22	三島小学校隣接敷地内	69.42	㎡	平成16年度	86		
			専用施設1棟	73.93					
13	三島小第二放課後児童クラブ	三島1-22	三島小学校隣接敷地内	66.31	㎡	平成21年度	40		
			専用施設1棟						
14	三島小第三放課後児童クラブ	三島1-22	三島小学校隣接敷地内	77.55	㎡	平成28年度	47	○	
			専用施設1棟						
15	東小放課後児童クラブ	太夫塚1-193	東小学校敷地内	72.24	㎡	令和元年度	84	○	
			専用施設1棟	70.19					
16	西小第一放課後児童クラブ	四区町661	西公民館内	93.86	㎡	平成26年度	56	○	
			専用施設1棟						
17	西小第二放課後児童クラブ	四区町661	西公民館内	56.99	㎡	平成4年度	34		
			公民館施設の一部利用						
18	南小第一放課後児童クラブ	二区町401	南公民館内	57.06	㎡	平成6年度	34		
			公民館施設の一部利用						
19	南小第二放課後児童クラブ	二区町401	南公民館内	74.85	㎡	平成27年度	45	○	
			専用施設1棟						
20	槻沢小放課後児童クラブ	槻沢1	槻沢小学校敷地内	69.26	㎡	平成29年度	77	○	
			専用施設1棟	61.00					
21	大山小第一放課後児童クラブ	下永田8-7-86	大山公民館敷地内	46.88	㎡	平成17年度	58		
			専用施設1棟	49.53					
22	大山小第二放課後児童クラブ	下永田8-7-86	大山公民館敷地内	78.23	㎡	平成5年度建築	47		
			専用施設1棟			平成21年度改修			
23	大山小第三放課後児童クラブ	下永田8-7-86	大山公民館敷地内	82.77	㎡	平成29年度	50	○	
			専用施設1棟						
26	塩原地区	関谷小第一放課後児童クラブ	関谷2018-1	関谷小学校敷地内	51.40	㎡	平成15年度	31	
				専用施設1棟					
27	塩原地区	関谷小第二放課後児童クラブ	関谷2018-1	関谷小学校敷地内	74.52	㎡	令和元年度	45	○
				専用施設1棟					
※○印は、「第一期放課後児童クラブ整備計画」(平成27年度～令和元年度:5か年)中に整備をしたもの。								1,421	

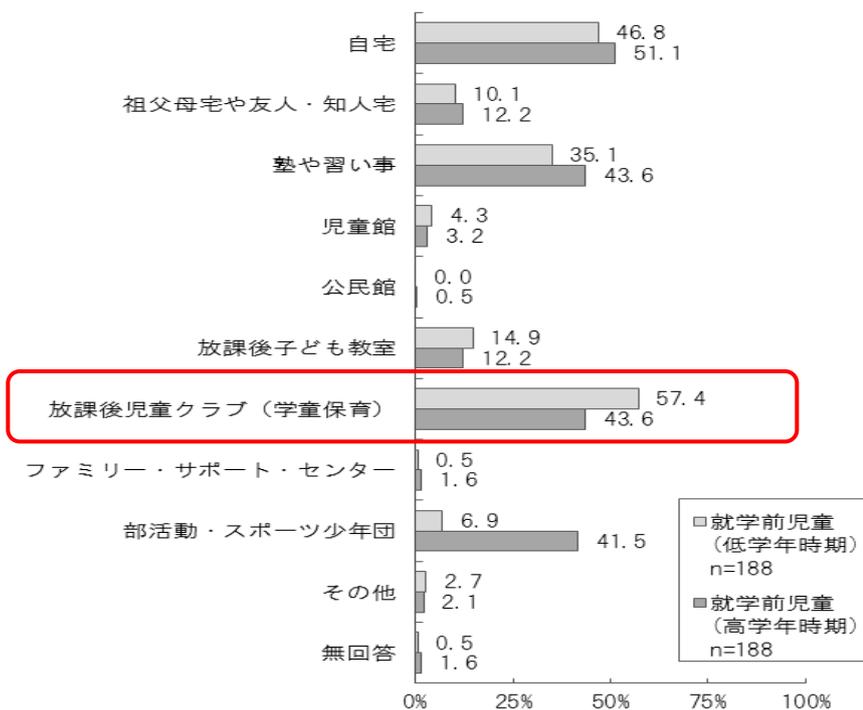
令和元年度における放課後児童クラブについては、公設児童クラブ・民設児童クラブを合わせて44施設(公設:25、民設:19)あり、平成27年度の37(公設:21、民設:16)施設に対し7施設増加しています。

## (2) 那須塩原市子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果（平成31年(2019)年1月実施）について

来年度入学する就学前児童の放課後の過ごし方の希望をみると、低学年時期は「放課後児童クラブ」（57.4%）が最も高く、次いで「自宅」（46.8%）となっています。

また、高学年時期では、「自宅」（51.1%）の割合は最も高くなり、次いで「塾や習い事」と「放課後児童クラブ」（各43.6%）が同率となっています。

・放課後の過ごし方の希望＞ ※来年度小学校入学予定者対象



※小学校「低学年」は1～3年生、「高学年」は4～6年生です。

※「児童館」「放課後子ども教室」は現在、那須塩原市では実施していないため、利用希望のみ調査しました。

## 4 計画の必要性

本計画は、条例で定めた児童一人当たりの専用区画面積を満たしていない施設、また、今後の利用者の増加により、基準を満たすことが難しいと予測される施設等について、追加的な整備を実施するため、整備方針や整備が必要な学校区及び整備時期等を定めるために必要な計画となります。

## 5 整備の方針について

### (1) 整備の方針について

第1期整備計画期間において、学校敷地内等に公設児童クラブの専用施設の整備を基本に進めてきました。

その理由は、低学年の放課後児童クラブ利用時間に近接の教室で高学年がまだ授業中であるため、活発な遊びがしにくい環境であることなど、専用施設に比べて活動が制限されるためです。

なお、第1期整備計画において、利用者の増加により専用施設のみでの対応が困難である場合は、余裕教室を利用することとしていました。

第2期整備計画における専用施設の整備は、専用施設がない青木小学校区を優先的に整備し、その他の適正面積を満たしていない施設については、余裕教室等の利用、公民館（その他の公共施設）の空き部屋の利用、空き店舗等の活用や現放課後児童クラブへの送りの対応を検討するものとします。

その理由は、放課後児童クラブ利用者数のピークを第2期整備計画期間中に迎えると見込んでいる中で、専用施設を新築することは財政的にも合理的でないと考えられるためです。

また、第1期整備計画に基づき各学校等に専用施設の整備を進めた結果、専用施設を拠点とした利用が可能となり、「低学年の放課後児童クラブ利用時間に近くの教室で高学年がまだ授業中であるため、授業の妨げになる」という問題点が解決できるためです。

### (2) 民設児童クラブの活用

民設児童クラブに対し、開設がしやすい環境を整備するために、補助金の拡充を図ります。

## 6 整備を行う学校区、時期の基本的な考え方

※現在検討中のため、検討資料を以下に掲載

別表1 R2～R6年度学校別放課後児童クラブ在籍児童数推移（見込み）

（単位：人）

小学校	R2年度		年度				
	公設定員	民設定員	R2	R3	R4	R5	R6
黒磯小学校	50		88	92	94	93	91
稲村小学校	69		162	170	173	172	166
東原小学校	71		87	90	92	92	89
埼玉小学校	66		205	210	213	212	206
豊浦小学校	52		122	127	130	129	125
共英小学校	61		96	100	102	101	98
鍋掛小学校	63		61	63	65	64	63
大原間小学校	100		216	225	230	228	222
波立小学校	0		37	31	31	31	30
高林小学校	58		50	52	53	53	51
青木小学校	56		64	64	63	62	60
黒磯地区	646	545	1188	1224	1246	1237	1201
三島小学校	173		307	320	339	324	310
槻沢小学校	77		108	113	120	114	109
東小学校	84		151	158	167	160	151
南小学校	79		143	150	159	150	144
西小学校	90		102	107	113	107	103
大山小学校	155		274	286	303	289	276
西那須野地区	658	366	1085	1134	1201	1144	1093
関谷小学校	76		56	58	72	71	64
大貫小学校	32		7	7	9	9	8
横林小学校	9		4	4	5	5	5
塩原小中学校 （前期課程）	0		12	13	15	16	15
塩原地区	117	18	79	82	101	101	92
合計	1421	929	2352	2440	2548	2482	2386

※各年度5月1日現在（※特別支援学級内数で作成）

別表 2 地区別児童数見込み

(単位：人)

		R2	R3	R4	R5	R6
黒 磯 地 区	児童数見込み(A)	1188	1224	1246	1237	1201
	公設定員(B)	646	646	646	646	646
	民設定員(C)	545	545	545	545	545
	不足分(B+C)-A	3	-33	-55	-46	-10
那 須 野 地 区	児童数見込み(A)	1085	1134	1201	1144	1093
	公設定員(B)	658	658	658	658	658
	民設定員(C)	366	366	366	366	366
	不足分(B+C)-A	-61	-110	-177	-120	-69
塩 原 地 区	児童数見込み(A)	79	82	101	101	92
	公設定員(B)	76	76	76	76	76
	民設定員(C)	18	18	18	18	18
	不足分(B+C)-A	15	12	-7	-7	2
合 計	児童数見込み	2352	2440	2548	2482	2386
	公設定員	1380	1380	1380	1380	1380
	民設定員	929	929	929	929	929
	不足分	-43	-131	-239	-173	-77

別表3 児童1人あたりの専用区画面積

令和元年5月1日時点									
地区	クラブ名	定員	専用区画面積 (単位: m <sup>2</sup> )	定期利用者数 (単位: 人)	1人当たり面積 (単位: m <sup>2</sup> )	定期・一時利用者数 (単位: 人)	1人当たり面積 (単位: m <sup>2</sup> )		
黒磯	公設	黒磯ふたばクラブ	50	83.58	40	2.09	50	1.67	
		稲村わんぱくクラブ	69	115.61	82	1.41	104	1.11	
		東原元気っ子クラブ	71	118.66	40	2.97	44	2.7	
		埼玉すくすくクラブ	66	111.41	64	1.74	91	1.22	
		豊浦とよこクラブ	52	86.91	53	1.64	68	1.28	
		共英まつのみクラブ	61	103.62	61	1.7	74	1.4	
		鍋掛なべっこクラブ	63	118.68	45	2.64	49	2.42	
		大原間のびっこクラブ	100	165	70	2.36	91	1.81	
		高林おひさまクラブ	37	62.6	48	1.3	54	1.16	
		青木みどりクラブ	56	93.96	48	1.96	57	1.65	
	民設	第一せいわクラブ	40	101.14	33	3.06	37	2.73	
		第二せいわクラブ	64	108.18	54	2	54	2	
		第二せいわいちごクラブ	39	64.41	31	2.08	31	2.08	
		クレヨンくらぶ	31	51.17	32	1.6	35	1.46	
		たけのこクラブ	40	110.43	48	2.3	56	1.97	
		島方クラブ	80	187.57	71	2.64	83	2.26	
		くろいそフレンドクラブ	50	113.74	31	3.67	56	2.03	
		てらこや	66	110.05	42	2.62	49	2.25	
		ゆめみらい	40	69.56	36	1.93	36	1.93	
		スマイルクラブ	25	102.28	25	4.09	39	2.62	
西那須野	公設	三島さんさんクラブ	86	143.35	83	1.73	106	1.35	
		三島なかよしクラブ	40	66.31	42	1.58	55	1.21	
		三島にこにこクラブ	47	77.55	44	1.76	55	1.41	
		槻沢みらいクラブ	77	130.26	72	1.81	79	1.65	
		東えがおクラブ	43	72.09	57	1.26	65	1.11	
		南よつばクラブ	34	57.06	37	1.54	46	1.24	
		南げやきっこクラブ	45	74.85	44	1.7	60	1.25	
		西ひだまりクラブ	56	93.86	43	2.18	50	1.88	
		西ふたごクラブ	34	56.99	26	2.19	31	1.84	
		大山やんちゃクラブ	58	96.41	61	1.58	75	1.29	
		大山あおそらクラブ	47	78.23	40	1.96	49	1.6	
		大山たいようクラブ	50	82.77	37	2.24	44	1.88	
		民設	わくわくクラブ	40	94.29	35	2.69	35	2.69
	のびのびクラブ		31	52.67	27	1.95	27	1.95	
	ほのほのクラブ		31	52.58	22	2.39	22	2.39	
	ビーキッズ		40	101	31	3.26	40	2.53	
	あっとほーむ		46	77.23	52	1.49	58	1.33	
	第三せいわクラブ		71	117.59	90	1.31	99	1.19	
	塩原		公設	関谷もみじクラブ	31	51.4	43	1.2	52
		民設	にっこり学童クラブ	18	30.91	7	4.42	12	2.58

資料

那須塩原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

平成26年10月1日条例第27号

改正

平成28年7月1日条例第21号

平成28年9月29日条例第22号

平成30年6月25日条例第31号

平成30年12月21日条例第44号

(趣旨)

**第1条** この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(最低基準の目的)

**第3条** この条例の規定により定める基準（次項及び次条において「最低基準」という。）は、放課後児童健全育成事業を利用している児童（以下「利用者」という。）が、明るく、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と事業者)

**第4条** 放課後児童健全育成事業を行う者（以下「事業者」という。）は、最低基準を超えて、常にその設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

3 市長は、利用者の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

(放課後児童健全育成事業の一般原則)

**第5条** 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校又は義務教育学校の前期課程に

就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。

- 2 事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。
- 3 事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 4 事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。
- 5 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「事業所」という。）の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（事業者と非常災害対策）

**第6条** 事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的に行わなければならない。

（事業者の職員の一般的要件）

**第7条** 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

（事業者の職員の知識及び技能の向上等）

**第8条** 事業者の職員は、常に自己研さんに励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（設備の基準）

**第9条** 事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下この条において「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

2 専用区画の面積の基準は、規則で定める。

3 専用区画及び第1項に規定する設備、備品等（次項において「専用区画等」という。）は、事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

（職員）

**第10条** 事業者は、事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

（1）保育士の資格を有する者

（2）社会福祉士の資格を有する者

（3）学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業者等」という。）であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの

（4）教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者

（5）学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程

を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)

- (6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者
  - (7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
  - (8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
  - (9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの
  - (10) 放課後児童健全育成事業に5年以上従事した者であって、市長が適当と認めたもの
- 4 第2項の支援の単位は、規則で定める。
- 5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(利用者を平等に取り扱う原則)

**第11条** 事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

**第12条** 事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

**第13条** 事業者は、利用者の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、事業所において感染症若しくは食中毒が発生し、又はまん延しないように

必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 3 事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(運営規程)

**第14条** 事業者は、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する規定を定めておかななければならない。

(事業者が備える帳簿)

**第15条** 事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

(秘密保持等)

**第16条** 事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

**第17条** 事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、その行った支援に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 3 事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(開所時間及び日数)

**第18条** 事業者が定める事業所を開所する時間及び日数の基準は、規則で定める。

(保護者との連絡)

**第19条** 事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等について、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

**第20条** 事業者は、市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校又は義務教育学校その他関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。

(事故発生時の対応)

**第21条** 事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。

(委任)

**第22条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

(職員に関する経過措置)

2 この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成32年3月31日までに修了が見込まれる者を含む。）」とする。

**附 則**（平成28年7月1日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の那須塩原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定は、平成28年4月1日から適用する。

**附 則**（平成28年9月29日条例第22号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則**（平成30年6月25日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成30年12月21日条例第44号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

那須塩原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

平成26年9月30日規則第27号

改正

平成28年10月5日規則第40号

(趣旨)

**第1条** この規則は、那須塩原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年那須塩原市条例第27号。以下「条例」という。）第22条の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設備の基準)

**第2条** 条例第9条第2項に規定する専用区画の面積の基準は、児童一人につきおおむね1.65平方メートル以上とする。

(支援の単位)

**第3条** 条例第10条第4項に規定する支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。ただし、40人を超える場合には、複数の支援の単位に分けることができる。

(運営規程)

**第4条** 条例第14条に規定する重要事項は、次に掲げるとおりとし、放課後児童健全育成事業者（以下「事業者」という。）が、放課後児童健全育成事業所（以下「事業所」という。）ごとに定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 開所している日及び時間
- (4) 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額
- (5) 利用定員
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) 事業の利用に当たっての留意事項

- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他事業の運営に関する重要事項  
(秘密保持等)

**第5条** 事業者は、条例第16条に規定する秘密保持等について、次に掲げる事項を定めておかなければならない。

- (1) 目的
- (2) 適用範囲
- (3) 秘密区分
- (4) 責任体制
- (5) 秘密情報の保管
- (6) 秘密情報の第三者への開示
- (7) 秘密情報の廃棄
- (8) 教育研修
- (9) 懲戒処分  
(開所時間及び日数の基準)

**第6条** 条例第18条に規定する事業所を開所する時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、その地域における児童の保護者の労働時間、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の授業の終了時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

- (1) 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間
- (2) 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間

2 条例第18条に規定する事業所を開所する日数は、1年につき250日以上を原則として、その地域における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、事業所ごとに定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に開設されている事業所については、第2条の規定は、平成32年3月31日までの間は、適用しない。

**附 則** (平成28年10月5日規則第40号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。